

商業・農業

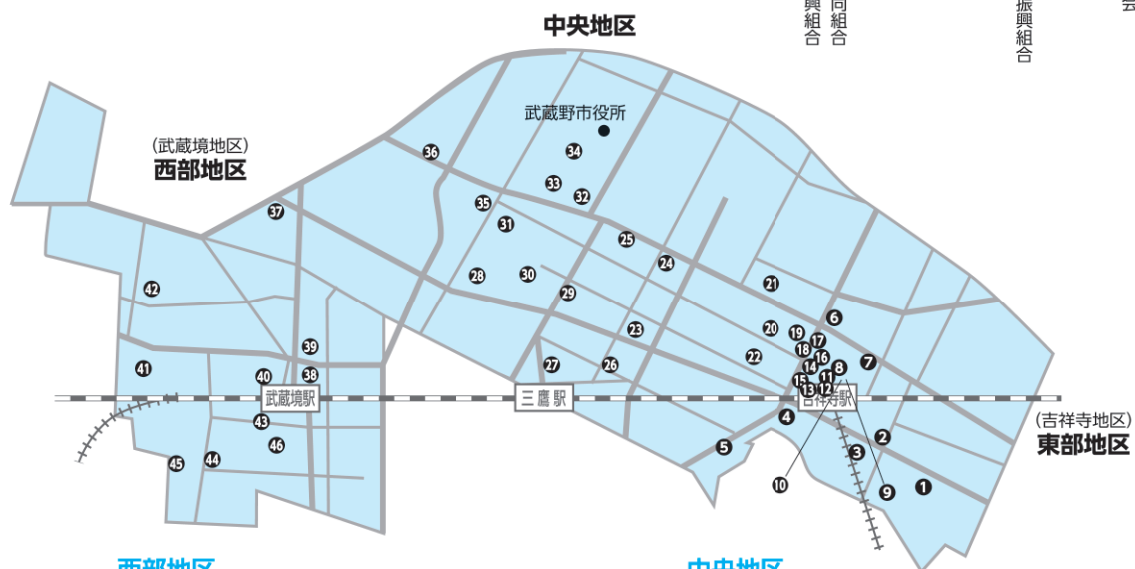
商業・消費生活

商店街・商店会の所在地

お買い物はお近くの商店会で！

(令和5年12月1日現在) 東部地区

- 22 井の頭通り商店会
- 21 吉商商店会
- 20 吉祥寺南口商店会
- 19 吉祥寺パークロード商店会
- 18 御殿山幸栄会
- 17 四軒寺町会
- 16 稲荷町商店会
- 15 吉祥寺サンロード商店街振興組合
- 14 新仲見世商店会
- 13 吉祥寺北口駅前中央会
- 12 朝日通り商店会
- 11 吉祥寺祥和会飲食部
- 10 吉祥寺祥和会通り商店会
- 9 吉祥寺祥和会飲食部
- 8 ダイヤ街商店街協同組合
- 7 吉祥寺元町通り商店街振興組合
- 6 ペニーレーン商店会
- 5 吉祥寺レンガ通り商店会
- 4 吉祥寺公園通り商店会
- 3 吉祥寺大正通り商店会
- 2 五日市通り親交会
- 1 中道通り商店会



西部地区

- 46 境南中央商店会
- 45 富士見通り商店会
- 44 緑盛会
- 43 境南協栄会
- 42 桜堤中央商栄会
- 41 西原三栄会
- 40 スイングロード商店会
- 39 武蔵境みずき通り商栄会
- 38 武蔵境駅前商店街協同組合
- 37 桜柳会

中央地区

- 36 宮前親交会
- 35 関前八幡町親交会
- 34 緑町一番街
- 33 グリーンパーク商店会
- 32 緑町商栄会
- 31 西久保N.T.通り商店会
- 30 西久保城山会
- 29 中央通り西祥会
- 28 三谷通り商店会
- 27 三鷹駅北口商店会
- 26 八丁商和会
- 25 武蔵野中央会
- 24 大野田商店会
- 23 中道第一商店会

武蔵野商工会議所

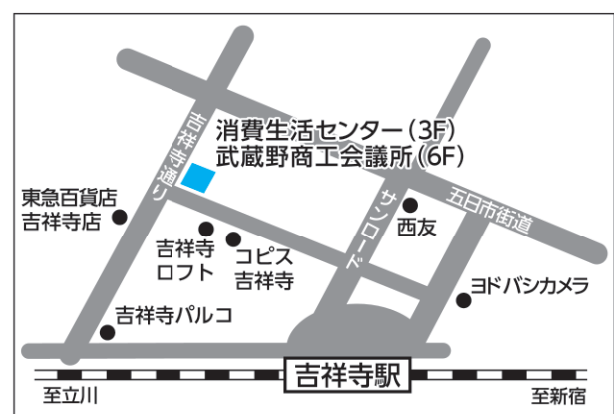
問吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館6階 ☎22-3631

商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的に、法律によって設立された団体です。産業振興・地域振興等の各種事業や経営者のための相談・指導等を行っています。

■市民会議室(ゼロワンホール)

(定員90名)
商工会館4階にあります。会議、研修会、講習会等に使用することができます。
市外の方が利用する場合は各料金に2割加算します。

午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後6時~午後10時	全日
9,000円	15,000円	20,000円	40,000円



消費契約上のトラブルは

問消費生活センター ☎21-2972

吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館3階

契約上のトラブル等消費者被害に対する相談や、消費者啓発講座の実施、消費生活に関する情報提供を行っています。

- 相談日：毎週月曜～金曜日
- 受付時間：午前9時～午後4時(来所相談は予約制) 電話で相談を受け付けています。
- 相談専用電話：☎21-2971

勤労者への融資あっせん制度

中小企業で働く勤労者等に福利厚生資金(教育・医療・出産・物品購入等)の融資あっせんを行っています。

〈武蔵野市の制度〉

中小企業勤労者等福利厚生資金融資あっせん制度

問産業振興課 ☎60-1832

〈東京都の制度〉

東京都中小企業従業員生活資金融資制度

問東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

☎03-5320-4653

生活資金を1人当たり70万円(特例100万円)まで、育児休業者、介護休業者は100万円まで融資。

事業主のみなさんへ

中小企業の経営相談は

問武蔵野商工会議所中小企業相談所 ☎22-3631
(公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社
☎042-500-3901

商工会議所地区内の事業所の従業員が対象。年金と一時金が退職者の選択制になっています。

中小規模事業者融資あっせん制度

中小規模事業者に対し、事業に必要な資金の融資のあっせんを行っています。

〈武蔵野市の制度〉

問産業振興課 ☎60-1832

〈東京都の制度〉

問東京都産業労働局金融部金融課

☎03-5320-4877

〈政府系金融機関〉

問日本政策金融公庫三鷹支店(国民生活事業)

☎0570-035-745

問日本政策金融公庫立川支店(中小企業事業)

☎042-528-1261

自営業・中小企業向けの互助会制度

問武蔵野市勤労者互助会

☎90-1520(武蔵野商工会議所内)

市内の中小企業の事業主・従業員を対象にして、福利厚生の事業や、見舞金等の給付を行っている勤労者福祉の団体です。

- 入会資格：団体会員(事業所の全員が加入)
市内の従業員数100人以下の個人事業主または法人
- 入会金：1人300円
- 会費：1人月額300円

事業所従業員の健康診断

対象は、市内の小規模事業所等です。
詳しくは → 64ページ参照

従業員の退職金は

わずかな掛金で退職金が確実に支払える制度です。

■中小企業退職金共済制度(略称：中退共制度)

問勤労者退職金共済機構中退共事業本部

☎03-6907-1234

中小企業の従業員が対象の国の制度です。

■特定退職金共済制度

問武蔵野商工会議所 ☎22-3631

金融機関から資金を借りるとき

■東京信用保証協会

問東京信用保証協会立川支店 ☎042-525-6621

中小企業のみなさまが金融機関から事業資金の融資を受ける際、その信用を保証し、企業の育成を金融の側面から支援します。

法人関係証明書を請求したい

■法人関係証明書の場合

法人関係証明書(軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)、法人所在証明書、固定資産所在証明書を除く)の交付申請には法人代表者印(社判)の押印が必要です。詳しくは91・92ページ(「税関係の証明書を閲覧」

請求したい]以降)をご覧ください。

事業系ごみの処理は

→32ページ参照

省エネルギー対策

■無料省エネ診断制度

問環境政策課 ☎60-1841

市内の中小規模事業者を対象に、無料で省エネルギー診断を行います(実施:東京都)。

■環境改善整備資金融資あっせん制度

問環境政策課 ☎60-1841

市内の中小規模事業者が、上記の省エネ診断に基づ

き事業用設備の省エネ化や、太陽光利用設備の設置を行う場合、一定の要件の下、市が借入に伴う利子の一部等を助成します。

屋外広告を出したい

問環境政策課 ☎60-1842

屋外に広告物(広告板、広告塔等)を掲出するには許可が必要な場合があります。

旅館・ホテル・簡易宿所を開業したい

問安全対策課 ☎60-1916

旅館、ホテル、簡易宿所を開業する際は、施設や運営等について、事前協議を行ってください。

農 業

農地の手続きは

問産業振興課・農業委員会事務局 ☎60-1833

農地転用の届出、各種証明。

市民農園を借りたい

問産業振興課 ☎60-1833

野菜や草花を育ててみませんか。緑と大地に触れながら、新鮮な野菜を育て、収穫の喜びが味わえます。

- 申込資格: 耕作可能な土地を持たない市民
- 募集案内: 1月から2月頃の市報等で周知
- 使用期間: 4月1日から翌々年1月末
- 使用料: 1区画(12㎡)当たり年額 8,000円
1区画(9㎡)当たり年額 6,000円

市内産農産物の直売所

問産業振興課 ☎60-1833

市内産の新鮮な野菜や果物、花を生産者の皆さんが直売しています。JA東京むさし武蔵野新鮮館(西久保1-18-10、☎54-7150)やアンテナショップ麦わら帽子(吉祥寺本町2-33-1、☎29-0331)でも市内産農産物を販売しています。

市民農園名	設置場所	区画数
緑 町	緑町1-6	103
関前第2	関前2-11・関前3-18	186
北 町	吉祥寺北町3-15	54
南 町	吉祥寺南町4-18	72
関前ふれあい	関前3-17	68
境 南	境南町4-6	91
使用条件	◎1世帯1区画限りの使用。 ◎市民農園「使用者心得」を守ること。	



文化・生涯学習・スポーツ

文化財



問武蔵野ふるさと歴史館 ☎53-1811

武蔵野ふるさと歴史館および市役所や各図書館、市政センター等で「武蔵野市文化財散策マップ」を配布しています。指定文化財の多くは、個人宅内にあります。お訪ねする場合は、所有者の承諾が必要です。

文化施設

文化生涯学習事業団主催事業のチケット予約等

■公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団

文化生涯学習事業団主催事業のチケット予約専用電話 ☎54-2011

予約以外のお問い合わせ 市民文化会館内 ☎54-8822

ホームページ <https://www.musashino.or.jp/>



各施設の地図は2・3ページを参照してください。

※施設の受付期間等は変更になる場合があります。最新情報は、市報や市ホームページ、文化生涯学習事業団ホームページをご覧ください。

武蔵野市民文化会館 (ARTE (アルテ))



問中町3-9-11

☎54-8822

- 開館時間: 午前9時～午後10時
- 休館日: 水曜日(祝日の場合は翌日) / 年末年始

■申し込み インターネット等にて抽選受付。抽選処理後、通常受付を開始。詳しくはホームページを参照または市民文化会館へお問い合わせください。

施設名	使用日	抽選受付期間	受付終了
小大ホール	翌年2月と3月	本年1月15日～2月1日	使用日の3日前
	翌年4月と5月	本年3月15日～4月1日	
	翌年6月と7月	本年5月15日～6月1日	
	翌年8月と9月	本年7月15日～8月1日	
	翌年10月と11月	本年9月15日～10月1日	
	翌年12月と翌々年の1月	本年11月15日～12月1日	
展示室	通年	使用する日の属する月の7カ月前の月の15日～翌月の初日	使用日の3日前
会議室	通年	使用する日の属する月の7カ月前の月の15日～翌月の初日	使用開始直前
練習室			
和室			
茶室			

※使用日の3日前が休館日にあたるときは、その前日で受付を終了します。

■使用料・使用時間・定員 (単位:円)
市民料金

施設名	利用区分	午前	午後	夜間	全日	定員(人)広さ
		9時～正午	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時	
大ホール	平日	50,000	108,000	134,000	270,000	1,252
	土日祝	60,000	129,600	160,800	324,000	
小ホール	平日	18,800	40,000	49,400	100,000	425
	土日祝	22,500	48,000	59,200	120,000	
展示室	展示会使用	—	—	—	25,200	347㎡
	楽屋使用	10,100	10,100	10,100	25,200	
	その他使用	10,100	14,500	17,600	36,000	
第1リハーサル室		1,800	1,800	1,800	5,400	20
第2リハーサル室		3,200	3,200	3,200	9,600	34
第1会議室		3,100	4,100	5,100	11,000	34
第2会議室		1,700	2,400	3,000	6,300	19
第1和室		1,100	1,600	1,800	3,800	10畳
第2和室		1,100	1,600	1,800	3,800	10畳
茶室		1,600	2,400	2,600	5,600	小間4.5畳 広間10畳
第1練習室		1,000	1,500	2,000	3,800	36
第2練習室		500	700	1,000	1,800	10
第3練習室		1,000	1,500	2,000	3,800	36

※市外の方が使用する場合は、各料金に2割加算します。
※大・小ホールの料金には、入場料設定に応じて加算します。
※展示室を2分割して使用する場合は、5割になります。
※練習等(公演日の練習を除く)により大ホールおよび小ホールの舞台のみを使用する場合は、各料金の5割になります。